

## 定款第 11 条に基づく「死亡」組合員の名義変更手続き、法定脱退手続きに関する規程

### (目的・適用)

第 1 条 本規程は、上伊那医療生協が、定款第 11 条（2）に定める死亡による法定脱退手続きを行う際の手続きを定めるものである。

### (死亡の確認)

第 2 条 上伊那医療生協は、死亡した組合員の家族または法定代理人から届け出た所定の様式による脱退届を受け取ったことをもって組合員の死亡後処理を行う。

2. 上伊那医療生協組合員センターは、新聞紙上のお悔やみ情報をもとに組合員死亡者を確認して当該組合員所属支部運営委員会に通知する。

3. 当該組合員所属支部運営委員会は、第 2 項の通知に基づき、当該組合員の死亡を確認する。

4. 当該組合員所属支部運営委員会は、当該組合員の死亡を確認した場合、または所在不明、ご家族への連絡不可などの理由により死亡が確認されない場合、いずれも本部組合員センターに報告する。

### (名義変更手続き、脱退手続き)

第 3 条 本部組合員センターならびに当該組合員所属支部運営委員会は、第 2 条第 4 項の報告をふまえて、当該家族または法定代理人に対して名義変更手続きまたは脱退手続きをお知らせする。

2. 死亡が確認されない場合または脱退手続きを進めることが不可の場合、所在不明による「みなし自由脱退」処理の対象とする。

3. 死亡した組合員へのお知らせは、死亡月の 3 か月後に行うものとする。

2021 年 11 月 24 日 上伊那医療生協理事会